

4月1日から はじまります



パソコンやインターネットの普及により、わたしたちはさまざまな情報をすぐに得ることができるようになりました。しかし、情報化社会が進むことに伴い、個人に関する情報が、本人の予想しない形で収集されたり、利用されたりするなどの問題が発生しています。

こうしたなか三好町では、個人情報保護対策を進めるため、個人情報保護制度の条例化に向け、検討してきました。そして、昨年の9月議会で「三好町個人情報保護条例」が制定。4月から施行されます。

今回の広報では、本条例の概要をお知らせします。

個人情報保護制度

▼問い合わせ〓総務課
 電話 (32) 8000
 FAX (32) 2165

CONTENTS

「特集」 p.3
**個人情報保護制度
 12月議会定例会から
 町職員の給与公表**

「みんなのひろば」 p.10
**瞳を輝かせて／三好町国際交流協会・国際交流員
 宮代 カレンさん（三好丘桜）**

「まちの話題」 p.14
**世界の食卓ドイツ編、助け合いチケット交流会、
 三好町まちづくり基本計画地区説明会ほか**

「お知らせ」 裏表紙から

表紙の説明



12月21日、サンアートで上演された三好第九演奏会のひとこま。三好第九を歌う会の皆さんにより、声高らかに歌い上げられた「歓喜の歌」。感情が込められた歌声に、会場は「ブラボー」の声と拍手の嵐に包まれました。

三好の人口 ()は前月比

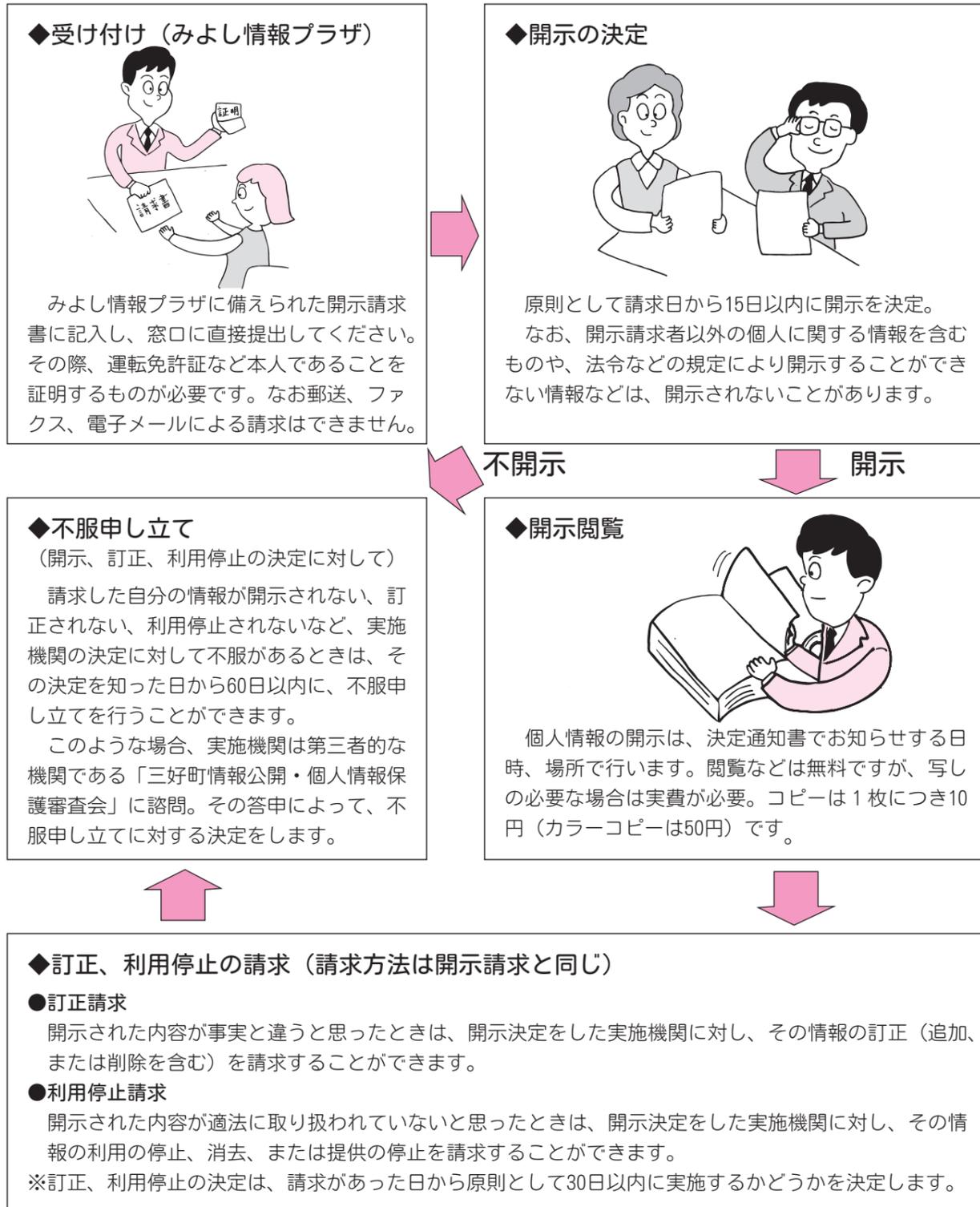
人口	5万1,914人	(+150人)
男	2万6,683人	(+64人)
女	2万5,231人	(+86人)
世帯数	1万8,124世帯	(+44世帯)

(平成15年12月1日現在)

1月・2月カレンダー

15 木	行政相談 (13:00～ 役場相談室) 冬のロビーコンサート (19:00～ サンアート)	29 木	
16 金		30 金	北中学校入学説明会 (14:30～ 緑丘小学校)
17 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)	31 土	
18 日	2004年ケーブルテレビ歌謡グランプリ決勝大会 (14:00～ サンアート)	1 日	
19 月		2 月	町長ホットライン (8:00～ ラジオ・ラフィート 78.6MHz)
20 火	心配ごと相談 (9:00～ 福祉センター) 介護相談 (9:00～ ケアハウス寿睦苑) 司法書士・行政書士・土地家屋調査士合同相談 (13:00～ 役場相談室)	3 火	
21 水	こどもの相談 (10:00～ なかよし地区子育て支援センター) 知的障害に関する福祉相談 (10:00～ 役場相談室) 年金相談 (10:00～ 役場相談室)	4 水	年金相談 (10:00～ 役場相談室) 小さなお子さんのためのおはなし会 (10:30～ 中央図書館)
22 木		5 木	心配ごと相談 (9:00～ 福祉センター) 介護相談 (9:00～ ケアハウス寿睦苑)
23 金	労働なんでも相談 (10:30～ 役場相談室)	6 金	北中学校入学説明会 (14:05～ 北部小学校)
24 土	皆さまと語る会 (三好丘あおば行政区) (10:00～ 福谷公民館) おはなし会 (10:30～ 中央図書館) 冬季企画展「第22回ひな人形展」(歴史民俗資料館 ～3月21日)	7 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)
25 日	新春三好町マラソン駅伝大会 (8:40～ 三好公園陸上競技場ほか)	8 日	町民茶会 (10:00～ ふるさと会館)
26 月	介護相談 (9:00～ 福祉センター) 特設行政相談 (13:00～ 役場相談室)	9 月	
27 火	身体障害に関する福祉相談 (13:00～ 役場相談室)	10 火	介護相談 (9:00～ 福祉センター) 人権相談 (13:00～ 役場相談室)
28 水		11 水	建国記念の日
		12 木	緑丘小学校入学説明会 (11:40～ 緑丘小学校) 北部小学校入学説明会 (12:00～ 北部小学校) 天王小学校入学説明会 (12:00～ 天王小学校)
		13 金	三吉小学校入学説明会 (12:10～ 三吉小学校) 法律相談 (13:30～ 役場相談室) 北中学校入学説明会 (13:55～ 三好丘小学校)
		14 土	おはなし会 (10:30～ 中央図書館)

◆開示、訂正、利用停止の流れ



皆さんの生活に身近なところで仕事をする町(役場)は、皆さんの個人情報を持っており、それらを保護する責任があります。個人情報保護条例は、町が保有している個人情報について、具体的な取り扱いのルールを定めたものです。今後は、皆さんが自分に関する情報について開示、訂正などを求めることや、自分の情報が正しく管理されているかどうかを知ることができるようになります。

●個人情報とは

氏名、住所、性別、生年月日のほか、思想、信条、学歴、職歴、病歴、家族関係、財産、所得といった個人に関するあらゆる情報のこと。特定の個人であることが識別できるものをいいます。またそれだけでは、誰のものか分からない情報であっても、ほかの情報と照らし合わせることで、誰の情報であるか特定できるものも個人情報です。

●実施機関とは

この条例の対象となる町の機関のこと。町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会をいいます。

●個人情報の取り扱い

- 1 個人情報の保有の制限
個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して保有します。
- 2 適正な取得
個人情報は、適法かつ適正な方法で取得します。

- 3 本人取得の原則
個人情報は、原則として本人から取得します。
- 4 思想などに関する情報の取得の制限
思想、信条、信教に関する情報は、原則として取得しません。
- 5 利用目的の明示
本人から直接書面により個人情報を取得するときは、原則として利用目的を本人に対して明らかにします。
- 6 正確性の確保
町が保有している個人情報は、利用目的の範囲内で事実と合致するよう努めます。
- 7 安全確保
個人情報の漏えい、滅失、き損の防止のための必要な措置を講じます。
- 8 従事者の義務
町の職員、または個人情報の取り扱いの受託業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせません。
- 9 透明性の確保
個人情報の取り扱いに当たっては、本人が適切に関与できるよう配慮します。
- 10 利用・提供の制限
個人情報は、原則として利用目的以外の目的のために利用したり、提供したりしません。
- 11 受領者に対する措置要求
個人情報を提供する場合は、利用制限や安全確保の措置を求めます。
- 12 オンライン結合による提供の制限
法令などに定めがある場合を除いて、原則として、通信回線を用いた情報機器の結合により、個人情報を実施機関以外に提供しません。

オンライン結合により提供した個人情報について、漏えい、目的以外の利用の事実が明らかであるとき、基本的な人権の侵害のおそれがあると認めるときは、情報提供の一時停止などの措置を講じます。

●個人情報取扱事務届出書の閲覧

実施機関がどのような個人情報を収集し、どのように利用しているかなどを皆さんに明らかにするため、個人情報取扱事務届出書を作成し、みよし情報プラザで自由に閲覧できるようにします。

●開示、訂正、利用停止の請求

現在、個人情報の開示の請求は、情報公開条例(平成14年4月1日施行)の「自己情報の開示」によって行われています。そして、個人情報保護条例の施行後は、さらに開示された情報の訂正、利用停止ができるようになります。詳しくは、5ページの「開示、訂正、利用停止の流れ」をご覧ください。

●罰則規定

個人情報の保護を図るため、町が保有している個人情報を不正に提供した場合や職権を乱用して個人の秘密を収集した場合に、罰則を科すことになりました。

職員や受託業務従事者などを対象として、最高で2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処せられます。さらに「偽りや不正な手段で、個人情報の開示を受けた人」は、5万円以下の過料に処せられます。